

1 件 名 三浦市油壺駐車場条例の一部を改正する条例の基本方針

2 提案の根拠・理由

油壺駐車場の利用料金は、平成 16 年 6 月 1 日に利用料金の見直しを行い、その後消費税率の変更に伴う見直し以外変更されていない。

また、油壺駐車場は季節により利用台数に大きな変動があるものの、現行条例では年間を通じて利用料金の上限額を一律としている。

これらを踏まえ、利用料金について、応益負担の観点から周辺区域の駐車場料金と均衡がとれたものとするため、見直しを図る。

3 内容

利用料金の上限額を通常期と繁忙期の 2 通りを定め、次のとおり改正する。

期間	自動車等の種別	利用料金の上限額
10月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの日	大型自動車 大型特殊自動車 中型自動車 準中型自動車	1 日 1 回につき 1, 1 0 0 円
	普通自動車 小型特殊自動車	1 日 1 回につき 6 0 0 円
	大型自動二輪車 普通自動二輪車 原動機付自転車 軽車両	1 日 1 回につき 3 0 0 円
7 月 1 日から 9 月 30 日までの日	大型自動車 大型特殊自動車 中型自動車 準中型自動車	1 日 1 回につき 2, 5 0 0 円
	普通自動車 小型特殊自動車	1 日 1 回につき 1, 0 0 0 円
	大型自動二輪車 普通自動二輪車 原動機付自転車 軽車両	1 日 1 回につき 5 0 0 円

4 施行期日

令和7年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

5 準備行為

三浦市油壺駐車場条例の規定により指定管理者の指定を受けたものは、施行日前においても、施行日以後の三浦市油壺駐車場の利用に係る利用料金について、この条例による改正後の三浦市油壺駐車場条例の規定の例により同条例の規定に基づく市長の承認を得ることができる。

三浦市油壺駐車場の利用に係る利用料金について前項の承認を得た場合においては、当該承認を得た日の翌日から施行日の前日までの間に同項の承認を得た期間に係る利用の申込みがあったときは、当該利用に係る利用料金は、同項の規定による市長の承認を得た額とする。